

## 6 くらしの質を高めるまちづくり

6-1	土地利用
6-2	市街地
6-3	集落地
6-4	特定地区
6-5	道路
6-6	公共交通
6-7	住宅・宅地
6-8	水資源・水道
6-9	墓地・火葬場
6-10	情報通信基盤
6-11	汚水・雨水
6-12	地域環境
6-13	資源リサイクル・ごみ処理



Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

## 6 - 1 土地利用

### 現状と課題

- 現行の神栖市都市計画マスタープランに基づき、都市づくりの推進に努めていますが、将来の人口減少に備えて、コンパクトシティの取組を検討することが求められます。
- 市街化区域内では、地区計画\*<sup>1</sup>などの制度を活用しながら、適正な土地利用の誘導を行うことが必要です。
- 鹿島セントラルビルや神栖中央公園周辺では、本市の顔にふさわしい中心市街地として、都市機能の集積に努める必要があります。
- 波崎東明神周辺地区の住環境整備事業では、地域住民とともに、地域の魅力や必要な整備について話し合いながら協働のまちづくりを進めていくことが重要です。
- 国や県の負担割合が大きい地籍調査事業の進捗については、土地所有者の立会いや合意が地籍調査に多くの時間や手間を要するため、職員体制の確立などを図るとともに、市民への地籍調査の重要性と理解のPRに努めていくことが必要です。

### ◆ 土地利用の推移

	市街化区域面積 (ha)	市街化区域人口 (人)	市街化調整区域面積 (ha)	市街化調整区域人口 (人)
平成24年度	4,646	44,500	10,080	50,000
平成25年度	4,646	45,500	10,080	51,000
平成26年度	4,646	44,100	10,080	50,100
平成27年度	4,646	44,100	10,080	50,100
平成28年度	4,646	44,100	10,080	50,400

資料：都市計画課

\* 1 地区計画：地区の課題や特徴を踏まえ、かつ地区の将来像を見据えながら、市民参画のもと、市民と本市が連携して協議し、その結果を都市計画に位置付けて「まちづくり」を進めていく手法

## 基本方針

- 土地利用計画については、神栖市都市計画マスタープランに基づき、都市的土地利用と自然的土地利用の均衡がとれた土地利用を推進します。
- 地域の特色を活かした神栖市型のコンパクトなまちづくりに努めます。
- 都市的土地利用については、現行の区域区分を基本的に維持しつつ、必要に応じ用途地域などの見直しを行うとともに、市街化調整区域における区域指定制度<sup>\*1</sup>を活用し、良好な住環境の形成と市域の活性化を図ります。
- 地籍調査については、調査体制の充実を図り、事業の推進に努めます。

## 施策の体系

6 - 1 土地利用	①	総合的な土地利用計画の推進
	②	都市的土地利用の推進
	③	地籍調査の推進

## 主な施策の概要と方向性

### ① 総合的な土地利用計画の推進

施策	概要・方向
計画的な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○神栖市都市計画マスタープランや各種土地利用計画に基づき、均衡のとれた土地利用の推進を図ります。</li> <li>○住居や都市機能を集約し、日常生活圏内での各種サービスが適切に提供できるコンパクトシティの検討を行います。</li> <li>○神栖市地域防災計画や茨城県都市計画マスタープランなどの見直しに基づき、災害に強い都市づくりの推進について検討します。</li> </ul>
区域区分の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街化区域の住居系用途地域の人口密度が低い状況にあるため、区域区分については現行維持を基本とし、特別の事情がある場合に限り見直しを行います。</li> </ul>
区域指定制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市域の活性化と良好な住環境の形成を図りつつ、住居と都市機能の集約に努めるため、必要に応じて制度の見直しを検討します。</li> </ul>
用途地域等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住居系、商業系、工業系など都市機能の適正な配置や良好な市街地環境の形成を図るため、必要に応じて用途地域などを見直します。</li> </ul>

\* 1 区域指定制度：市街化調整区域の中で一定条件を満たす集落内において、指定された区域内であれば住所要件を問わず誰でも新たな住宅などの建築が可能となる制度

② 都市的土地利用の推進

施策	概要・方向
適正な市街化の誘導	○神栖市都市計画マスタープランにおける土地利用の方針や市街地形成を図るための基本的な考え方を踏まえ、地区計画制度などの活用を図りながら、適正な市街地の形成を誘導します。
都市防災性の向上	○市街地における計画的な都市施設(公園、緑地、道路)を配置し、防災関連施設の整備や建築物の耐震化促進など、総合的な取組により、都市防災の向上を図ります。
既成市街地の機能向上	○市街地の再整備に向けた推進策を検討し、活力あるまちづくりの形成に努めます。 ○密集市街地、防災上問題を抱える波崎東明神周辺地区の住環境整備事業を推進します。
住居系用地の確保・整備	○市民のニーズを的確に把握し、地区計画制度などを活用した適正な土地利用を図るとともに、良好な住環境の整備に努めます。
商業・業務系機能の誘導	○本市の玄関口でもある鹿島セントラルビル周辺地区に中核的な商業・業務・サービス支援機能などの立地を促進するとともに、中心市街地にふさわしい、既存商業・業務施設の質的向上に努めます。
工業系用地の確保・整備	○コンビナートなどの工業系用地については、港湾機能などの都市基盤整備を促進しながら企業の立地環境の向上や操業環境の向上に努めるとともに、自然や市民生活と共生した土地利用を図ります。
公共・公益用地の確保・整備	○行政、教育、医療、公園、スポーツ・レクリエーションなど公共・公益に必要な用地については、市民のニーズを的確に把握し、計画的に用地の確保に努めます。

③ 地籍調査の推進

施策	概要・方向
地籍調査の実施	○地籍調査体制の充実を図り、事業の推進に努めます。

数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
地籍調査事業の推進	地籍調査事業計画に基づく事業実施 (計画面積86.52km <sup>2</sup> )	13.12% (11.35km <sup>2</sup> )	19.96% (17.2km <sup>2</sup> )	数値は着手率(※)

(※) 着手率は、地籍調査が終了した地区と現在調査中の地区を合わせた面積を計画面積(86.52km<sup>2</sup>)で除して算出しています。

## 6-2 市街地

### 現状と課題

- 安定的な人口増加などに伴う土地需要の増大が見込めない中、地域の持続可能な発展に配慮しながら都市的土地利用を進めるために、適切な規制誘導が必要です。
- 地区計画制度を活用し、民間活力などの導入を含め、良好な市街地環境の整備に努めるとともに、各地区にふさわしい土地利用を誘導することが必要です。
- 水や緑と触れ合える空間や調和のとれた街並みに対するニーズが高まっている中、緑豊かで優れた都市景観を創造していくことが必要です。

### 基本方針

- 市街地整備については、地区計画制度などを活用し、民間活力などの導入を含め、地区の特性に応じた整備に努めます。
- 市街化区域に隣接する国道124号沿線の市街化調整区域については、地区計画制度などの規制誘導によって、商業系施設の集積を図ることで、本市の中心軸として機能の充実に努めます。
- 都市施設などの色彩や自然環境との調和など、都市づくりにおける景観的な視点に基づき、市民と一体となって、自然や歴史、文化など特徴ある景観資源を保全・活用します。

### 施策の体系

6-2 市街地	①	快適で魅力ある市街地環境の創出
	②	市街地周辺地域の適正な市街地誘導
	③	緑豊かで優れた都市景観の創造



Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

## 主な施策の概要と方向性

### ① 快適で魅力ある市街地環境の創出

施策	概要・方向
地区計画制度導入による地域整備の促進	○地区計画制度の導入により、地区の地権者と協力してルールをつくり、地区にふさわしいまちづくりを推進します。

### ② 市街地周辺地域の適正な市街地誘導

施策	概要・方向
新たな市街地の適正誘導	○国道124号沿線地区や市街地周辺地区の市街化調整区域において、地区計画制度などを活用し、開発ポテンシャルを活かした秩序ある市街地の誘導に努めます。

### ③ 緑豊かで優れた都市景観の創造

施策	概要・方向
都市景観形成の創造	○景観資源の現況や課題を明らかにしながら、特徴ある「神栖らしい景観」の保全・活用に努めます。
景観に対する市民意識の高揚	○市民や事業者の景観に対する理解と協力を得るとともに、良好な景観形成を図るため、様々な機会を通じ啓発に努め、景観づくりを支援する各種事業を推進します。



## 6 - 3 集落地

### 現状と課題

- 市街化調整区域においては、区域指定制度などによる秩序ある良好な住環境の維持に努めていますが、今後の人口減少・高齢化の進行が見込まれる中で、集中した住居と各種都市機能を集約するコンパクトシティの形成を推進していくことが必要です。
- 農村地域においては、農地と住宅地の混在が進んでいる地区がみられ、農業従事者の高齢化や担い手不足により、農地としての管理ができない耕作放棄地や遊休地が増加している状況です。

### 基本方針

- 市街化区域に隣接する地区においては、地区計画制度を活用した市街地の創造に努め、区域指定地区については、良好な住環境の形成を図りながら住居や都市機能の集約に努めるため、必要に応じて制度の見直しを検討します。
- 集落地の良好な環境の維持と暮らしやすい環境の創造を図ります。

### 施策の体系

6 - 3 集落地	①	良好な環境の維持
	②	暮らしやすい環境の創造

### 主な施策の概要と方向性

#### ① 良好な環境の維持

施策	概要・方向
無秩序な開発の抑制	○市街化調整区域における無秩序な開発を抑制するとともに、地区計画制度や区域指定制度などによる適切な土地利用を図ります。

#### ② 暮らしやすい環境の創造

施策	概要・方向
農村生活環境整備の推進	○農地の維持、保全に努めながら、営農環境と調和のとれた良好な住環境の維持に努めます。

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

## 6 - 4 特定地区

### 現状と課題

- 防災アリーナについては、憩いとにぎわいを創出するシンボリック施設として整備する一方、災害時の避難所機能や屋内に求められる救援救護活動スペースなどの機能確保を目的とした整備運営が必要です。
- 鹿島セントラルビル周辺地区においては、高速バスの発着所があり、首都圏への交通拠点として利用者が多く、また道路網も鹿嶋市、潮来市、千葉県(香取市)方面への分岐点となっていることから、その利点を活用できる中核的商業・業務機能などの集積を図り、都市的土地利用を促進することが求められます。

### 基本方針

- 神栖中央公園内に災害時の避難所機能及び救援救護活動スペースなどの防災機能を備えた防災アリーナを整備することにより、市民の安全・安心を確保するとともに、平時は多くの人が集う多目的施設として、本市の中心部にふさわしいにぎわいを創出します。
- 鹿島セントラルビル周辺地区については、周辺を含めた商業・業務機能の充実に努めます。

### 施策の体系

6 - 4 特定地区	①	防災アリーナの整備
	②	鹿島セントラルビル周辺地区の充実

### 主な施策の概要と方向性

#### ① 防災アリーナの整備

施策	概要・方向
防災アリーナの整備	○防災アリーナの整備を進め、憩いとにぎわいの場となる環境に配慮した拠点の形成を目指します。

#### ② 鹿島セントラルビル周辺地区の充実

施策	概要・方向
商業・業務拠点としての都市機能の充実	○鹿島セントラルビル周辺地区については、首都圏をはじめ千葉県、茨城県各地からの交通拠点としての機能を強化し、本市の玄関口の役割をもたせ、景観面も配慮しながら、商業・業務拠点として都市機能の充実を図るなど機能の高度化を促進します。



## 6-5 道路

### 現状と課題

- 幹線道路網については、国道124号の一部が6車線に拡幅されましたが、交通渋滞解消のため、県道深芝浜波崎線の拡幅など、幹線道路の整備を進めるとともに、交通標識の整備も必要です。
- 都市計画道路は、未整備路線が多くありますが、これからは土地の利用状況や交通状況により、市街地整備と併せて整備する必要があります。
- 深芝豊田・昭田地区においては、市街地開発を図る上で主要幹線道路と市街地を安全かつスムーズに結ぶ路線として、都市計画道路3・4・22号線の拡幅を早期に進めることが必要です。
- 生活道路については、舗装整備や側溝整備により、通行性や利便性の向上を図ることが必要です。
- 道路環境の向上については、道路舗装の長寿命化に加え、通行車両や歩行者などの安全の確保が求められます。

### ◆都市計画道路の状況

	路線数 (路線)	計画延長 (km)	整備済延長 (km)	整備率 (%)
神栖市	21	77.94	68.61	88.0
(参考)県内	1,040	2,736.12	1,749.20	63.9

資料：都市計画課(平成28年3月31日現在)

### 基本方針

- 主要な幹線道路の整備を促進します。
- 東関東自動車道の鹿島港延伸やリバーサイド道路の整備促進を関係機関に要望します。
- 都市計画道路3・4・22号線の重点的な整備を図ります。
- コンビナート通勤における慢性的な道路交通渋滞の解消を図るため、渋滞対策協議会を設置し、対策に努めます。
- 神栖市公共施設等総合管理計画に基づき、適正管理による計画的な整備・更新や長寿命化による負担の抑制に努めます。

### 施策の体系

6-5 道路	①	幹線道路網の充実
	②	生活道路の整備
	③	道路環境の向上

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

## 主な施策の概要と方向性

### ① 幹線道路網の充実

施策	概要・方向
国道や県道の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主要な幹線道路の整備を促進します。</li> <li>○東関東自動車道の鹿島港延伸やリバーサイド道路の整備促進を関係機関に要望し、広域交通体系の充実を促進します。</li> </ul>
都市計画道路3・4・22号線の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地の機能と景観を十分に踏まえた都市計画道路として、整備を推進します。</li> </ul>

### ② 生活道路の整備

施策	概要・方向
市道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急面や防災面に配慮しながら、生活道路の整備を進めます。</li> </ul>

### ③ 道路環境の向上

施策	概要・方向
人にやさしい道づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路の形態や利用状況などを総合的に判断し、バリアフリー化の可能な歩道については、積極的に推進します。</li> <li>○あんしん歩行エリアを中心として、大野原地区や神栖地区における歩行者優先の道路づくりを推進します。</li> </ul>

## 数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
市道舗装率	整備計画書に基づき、年次的に整備を推進する	76.9%	78.4%	



## 6 - 6 公共交通

### 現状と課題

- 首都圏と連絡している高速バスは、鉄道旅客駅を持たない本市にとって、利便性の高い広域交通手段として重要な役割を担っています。
- 公共交通の整備には、運行事業者の果たす役割も大きいことから、市民の利用意向も踏まえ、本市と運行事業者が連携して検討を進める必要があるため、神栖市地域公共交通網形成計画に基づき、市全体の公共交通の利便性向上に努める必要があります。
- デマンドタクシーについては、日常生活において、移動手段を持たない市民にとって重要な移動支援サービスであることから、利用者のニーズを踏まえ、既存の交通機関への影響を勘案しながら、利便性向上に向けた取組を進める必要があります。
- 神栖市地域公共交通活性化協議会を開催し、公共交通の利便性向上について協議するとともに、高齢者などの移動手段の確保に向け、福祉施策と連携した取組を進めることが必要です。

### 基本方針

- 高速バスの運行本数を維持・拡充していくとともに、利用者ニーズにあった利便性の高い交通手段となるよう運行事業者と協議し、利便性の向上に努めます。
- デマンドタクシーのエリア毎の利用状況を分析し、サービスの向上について交通事業者などと協議するとともに、利用者の獲得に向けた周知活動に取り組みます。
- 路線バスの需要調査を踏まえ、効率的な運行ルートや運行時刻の改善について事業者働きかけます。
- 路線バスやタクシーなど市内の主な公共交通機関とそれらを補完するデマンドタクシー等の交通機関の連携により、市全体の交通の利便性を高められるよう、地域公共交通活性化協議会などで市民、運行事業者、関係機関などの意見を取り入れながら、地域特性に応じた公共交通体系づくりに努めます。

### 施策の体系

6 - 6 公共交通	①	バス輸送の充実
	②	デマンドタクシーの利便性向上
	③	市内公共交通機関の連携

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

## 主な施策の概要と方向性

### ① バス輸送の充実

施策	概要・方向
路線バス輸送の強化	○路線バスについては、需要に合った時刻やルートの設定や新たなシステムの導入など、抜本的な見直しを進め、利用の拡大に努めます。
広域輸送体制の充実	○鉄道に代わる都市間交通としての役割を担う高速バスについては便数の維持や拡大に努めます。

### ② デマンドタクシーの利便性向上

施策	概要・方向
エリアごとの需要把握、運行体制の強化	○利用率が高い北エリアについて、予約状況に応じて他エリアから応援車両を手配するなど、各エリアの利用状況と需要を精査し、その結果に応じたサービス内容の見直しなどに努めます。
新規利用者増大に向けたサービス周知の実施	○市民が新たにデマンドタクシーを利用するためのきっかけづくりとして、新規登録者(利用者)に対するキャンペーンなど様々な方法でサービス周知を図ります。

### ③ 市内公共交通機関の連携

施策	概要・方向
公共交通機関の連携や充実	○路線バスやタクシーなどの主要交通機関とそれらを補完するデマンドタクシーが連携する停留所などの整備を検討するなど、交通弱者の移動範囲の拡大に努めます。

## 数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
デマンドタクシーの利用者数	利用者の拡大による利便性の向上	28,359人	37,000人	

## 6 - 7 住宅・宅地

### 現状と課題

- 若年層の定住促進のため、住宅施策として、若年世帯住宅取得補助事業を実施していますが、人口維持や地域の活性化を図る上でも、充実させる必要があります。
- 防災上の観点から、木造住宅の耐震化を推進する必要があります。
- 市営住宅については、建設から20年を超えた建物の長寿命化対策を検討し、老朽化が進んだ給排水管などの適切な維持管理が必要です。
- 東日本大震災による地盤の液状化については、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、市民に再液状化の地域的傾向を周知する必要があります。

### 基本方針

- 宅地需要への対応として、良好な住宅地の形成を図るため、開発に対する適切な指導により、優良な宅地の供給の促進に努めます。
- 子どもや高齢者など同居する若年者への住宅取得補助を充実させます。
- 防災上の観点から、旧耐震化基準で建築された木造住宅の耐震化を推進します。
- 市営住宅は、計画的な補修工事などにより、維持管理に努めます。
- 液状化ハザードマップを活用し、再液状化の可能性などについて周知します。

### 施策の体系

<b>6 - 7</b> <b>住宅・宅地</b>	①	住宅・宅地の供給
	②	市営住宅の充実
	③	再液状化の周知

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3



## 主な施策の概要と方向性

### ① 住宅・宅地の供給

施策	概要・方向
優良宅地の供給促進	○優良な住環境や宅地の形成を図るため、開発に対する適切な指導に努め、優良な宅地の促進を図ります。
若年者の住宅取得支援	○子どもや高齢者などが同居する若年者の住宅取得補助について制度を見直し、継続します。
木造住宅の耐震化への支援	○木造住宅の耐震化への取組を支援するため、耐震診断や耐震改修を行いやすいように、耐震診断、耐震改修にかかる負担軽減のための支援策を実施します。
ブロック塀設置に関する指導	○ブロック塀倒壊の危険性の周知や正しい施工方法などの普及を図るため、パンフレットの配布や広報紙の活用による啓発を行います。

### ② 市営住宅の充実

施策	概要・方向
計画的な維持管理	○計画的に補修工事などを実施し、住宅の長寿命化を図ります。

### ③ 再液状化の周知

施策	概要・方向
再液状化の周知	○液状化ハザードマップを活用し、再液状化の可能性や、液状化から建物を守る手法などについてホームページなどにより周知します。

## 数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
住宅の耐震化率	住宅の耐震化の現状を把握し、耐震化を推進する	86.50%	95.00%	



## 6 - 8 水資源・水道

### 現状と課題

- 安全で安心な水道水の安定供給の持続を目的に、配水場や送水管、配水管の水道施設を整備し、施設の安定した維持管理による供給体制が必要です。
- 東日本大震災を教訓とし、管路の耐震化などにより、災害に強い水道施設の充実を図るとともに、緊急時の早期対応が可能な体制の構築が必要です。
- 水道事業の健全かつ安定的な事業運営と水道普及率の向上に向け、未普及地区の配水管の整備を拡充することが必要です。

### 基本方針

- 公営企業としての公益性と採算性の調和を図りつつ、神栖市公共施設等総合管理計画や水道ビジョンに基づき、経営や施設運営の効率化を図り、水道施設の拡張整備や維持管理に努めます。
- 配水管布設地域の未加入者に対するPR活動を推進し、水道普及率の向上に努めます。
- 事故や災害時の供給体制の強化を図り、災害に強い水道施設の充実に努めます。
- 市内全域の地下水を年次計画的に検査し、地下水質を監視するとともに、地下水汚染の未然防止と水質浄化対策を実施します。
- 地下水の適正利用を促進し、地下水の保全と地盤沈下の防止を図ります。

### 施策の体系

<b>6 - 8</b> <b>水資源・水道</b>	①	水資源の確保及び有効利用
	②	全ての市民が、いつでもどこでも安心して飲める水道
	③	災害による被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できる水道
	④	健全かつ安定的な事業運営が可能な水道

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

## 主な施策の概要と方向性

### ① 水資源の確保及び有効利用

施策	概要・方向
地下水源調査の実施	○重要な資源の一つである地下水を保全するため、地下水質を調査、監視します。
地下水適正利用の促進	○地下水位の状況を把握するため、地下水位の観測を継続するとともに、地盤沈下などを防止するため、適正利用を促進し、地下水を保全します。
地下水の確保	○非常時に地下水を確保するために、井戸の登録制度の導入を検討します。

### ② 全ての市民が、いつでもどこでも安心して飲める水道

施策	概要・方向
安全を確保する水の管理	○良質で安全・安心な水道水の安定供給を図るため、鹿行広域水道用水供給事業と連携し、水道水を安定的に確保します。
末端までの水質管理の徹底	○水道法による水質基準を遵守し、受水地点から末端の給水栓に至るまでの水質管理を徹底します。

### ③ 災害による被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できる水道

施策	概要・方向
災害に強い水道施設の充実	○老朽化した施設の更新や非耐震管路の耐震化に取り組み、災害に強い水道施設の充実を図ります。 ○災害や事故などのリスク低減のため、給水エリアのブロック化を図り、広域断水回避策を検討します。
災害時の緊急対策の充実	○災害時に早急な対応ができるよう、応急給水や応急復旧の応援体制の充実を図ります。 ○施設の復旧に必要な非常用資機材については、計画的な備蓄に努めるとともに、県や関係機関に対し不足資材の調達への協力を要請します。また、飲料水を円滑に供給する容器などを確保します。 ○ホームページなどを活用し、給水や復旧状況などの広報活動に努めます。



④ 健全かつ安定的な事業運営が可能な水道

施策	概要・方向
財政基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○財政基盤の強化を図るため、中長期的な視点での経営を行います。</li> <li>○経営環境に応じて、適切な時期に水道料金の改定を検討していきます。</li> <li>○配水管布設地域の未加入者に対するPR活動を推進し、水道普及率100%を目指します。</li> <li>○水道料金の適正な徴収に取り組みます。</li> </ul>
業務の効率化と環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水道設備について設備台帳を電子化します。</li> <li>○環境負荷の低減や環境に配慮した事業活動に継続して取り組みます。</li> <li>○配水ポンプの最適運転の実施による使用エネルギーの低減化に努めます。</li> </ul>

数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
水道普及率	未普及地区の配水管の整備、未加入者に対する加入を推進する	92.10%	93.9%	
水道料金の収納率	納付の利便性を高め、収納率の向上を図る	99.15%	99.4%	
上水道整備状況 (配水拡張)	配水管拡張整備事業を進める	684km	715km	
管路更新状況	耐用年数を超える配水管路を更新する	282km	311km	



Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

## 6-9 墓地・火葬場

### 現状と課題

- 市内には、寺院墓地や各行政区で管理している共同墓地のほか、市営墓地があります。
- 海浜公園墓地や松濤園墓地については、市民の墓地需要に対応するため、墓地の区画数を確保していく必要があります。
- かみす聖苑は、開設から20年を経過し、老朽化が著しい状態であることから、大規模改修工事も含めて、整備更新を進めていく必要があります。

### 基本方針

- 墓地については、需要を勘案し、計画的に整備します。
- 火葬場、斎場については、適正な管理、運営に努めます。

### 施策の体系

6-9 墓地・火葬場	①	墓地の整備充実
	②	火葬場や斎場の維持管理

### 主な施策の概要と方向性

#### ① 墓地の整備充実

施策	概要・方向
海浜公園墓地の整備	○墓地需要に対応するため、海浜公園墓地の整備を計画的に実施します。

#### ② 火葬場や斎場の維持管理

施策	概要・方向
火葬場や斎場運営の充実	○かみす聖苑、はさき火葬場とも指定管理者制度を導入しており、今後も効率的な運営を目指します。

### 数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
海浜公園墓地の整備率(拡張分)	需要に応じた整備事業を実施します	—	100%	

## 6 -10 情報通信基盤

### 現状と課題

- 市民サービスの向上のため、市ホームページでは、広報紙などの媒体よりも詳細な情報や利用しやすい形式の申請様式等を掲載するよう努めています。
- 市ホームページでは、必要な情報へのアクセス方法が分かりにくいという意見もあることから、ホームページのコンテンツ整理を行い、質の向上を図る必要があります。
- スマートフォンなどの急速な普及により、インターネットの利用は家庭内のパソコンから携帯端末での利用へと大きくシフトしていることを考慮する必要があります。

### 基本方針

- インターネットの活用を推進するとともに、災害時においても対応可能な情報通信環境を整備します。

### 施策の体系

<p>6 -10 情報通信基盤</p>	<p>①</p>	<p>市民生活の情報化促進</p>
-------------------------	----------	-------------------

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3



## 主な施策の概要と方向性

### ① 市民生活の情報化促進

施策	概要・方向
インターネット環境による行政手続の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政手続の利便性向上のため、ホームページでの丁寧な説明に努めるとともに、様式などの入手(ダウンロード)を容易にします。</li> <li>○メールマガジンやツイッターなどの複数の情報伝達手段を運用します。</li> <li>○マイナンバーカードの利活用手法を検討し、電子申請など行政手続の利便性向上を目指します。</li> </ul>
公共施設のインターネット環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市の公共施設などでの公衆無線LAN*<sup>1</sup>サービスを進めることにより、情報入手を支援するとともに、災害時においても、インターネットによる情報収集やサービスが利用できる仕組みを構築します。</li> </ul>

### 数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
公衆無線LANサービスが利用できる公共施設数	公共施設のインターネットサービスを充実する	17か所	30か所	



\* 1 公衆無線LAN: ノートパソコン・スマートフォン・タブレットコンピュータといったモバイル機器の所有者が、外出先で無線LANを利用してインターネットに接続できるサービス

## 6 -11 汚水・雨水

### 現状と課題

- 生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るためには、下水道整備が不可欠であることから、今後も事業計画期間の延伸手続きを行いながら、事業計画区域内の整備スピードを上げ、事業計画に基づく幹線管渠の整備や早期供用を図る必要があります。
- 下水道施設については、老朽化による維持管理・更新費用の増大が見込まれることから、一層効率的な下水道事業を運営する必要があります。
- 下水道サービスを安定的に提供するため、経営の健全性の向上を図る必要があります。
- 生活排水処理状況については、公共下水道処理区域以外では浄化槽などにより処理していますが、依然として単独浄化槽が多く、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流され、水質に悪影響を与えていることから、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進を図る必要があります。
- し尿や浄化槽汚泥の処理については、適正な処理に努めていますが、施設の老朽化が進んでいることから、施設の延命化を図りながら、施設の安定的・効率的な運営を行う必要があります。
- 浸水対策については、優先順位の明確化、状況変化を踏まえ、雨水基本計画に基づき排水路の改修を推進する必要があります。

### ◆下水道普及率の推移

	全体計画面積 (ha)	事業認可面積 (ha)	整備区域面積 (ha)	現在処理区域 面積(ha)	下水道普及率 (%)
平成24年度	3,629.5	1,636.8	1,305.0	1,305.0	38.7
平成25年度	3,629.5	1,816.0	1,309.5	1,309.5	38.8
平成26年度	3,629.5	1,816.0	1,375.3	1,375.3	39.4
平成27年度	3,629.5	1,892.9	1,423.3	1,423.3	39.7
平成28年度	3,629.5	1,892.9	1,434.8	1,434.8	40.0

資料：下水道課

### 基本方針

- 下水道には、公共用水域の水質保全という重要な役割があることから、利根川、常陸利根川及び鹿島灘の公共用水域の保全と周辺環境や公衆衛生の向上を図ります。
- 中長期的な施設の状況を予測しながら、維持管理や改築修繕を一体的に検討し、神栖市公共施設等総合管理計画などに基づき、計画的かつ効率的に管理します。
- 経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に的確に取り組むため、公営企業会計を適用します。
- 公共下水道事業の推進を図るとともに、下水道以外の生活排水処理施設との比較を行いながら下水道整備計画の見直しを行います。
- 衛生プラント施設の老朽化に対応するため、中長期的な延命化が必要となっていることから、運転管理受託事業者との協議を密にすることにより、適切な設備の改修や修繕を行います。

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

施策の体系

<b>6 -11</b> 汚水・雨水	①	公共下水道の整備
	②	下水道施設の老朽化対策
	③	下水道事業経営基盤の強化
	④	高度処理型合併処理浄化槽の普及促進
	⑤	雨水排水路の整備
	⑥	し尿・浄化槽汚泥収集処理の推進

主な施策の概要と方向性

① 公共下水道の整備

施策	概要・方向
公共下水道事業の推進	○効率良く下水道整備を行うため、市全体の下水道整備計画を見直しながら、事業計画区域内の整備スピードを上げ、早期供用を図ります。
水洗化の促進	○公共下水道供用開始区域においては、助成を行うことにより、水洗化を促進します。

② 下水道施設の老朽化対策

施策	概要・方向
長寿命化計画の実施とストックマネジメント計画の策定	○長寿命化計画に代わり、下水道施設全体の中長期的な維持管理と改築修繕の最適化を図るため、ストックマネジメント計画を策定します。

③ 下水道事業経営基盤の強化

施策	概要・方向
公営企業会計への移行	○従来の官公庁会計から公営企業会計へ移行し、経営成績や財政状況など自らの経営状況を正確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

④ 高度処理型合併処理浄化槽の普及促進

施策	概要・方向
高度処理型合併処理浄化槽の普及促進	○公共下水道供用開始区域以外においては、高度処理型合併処理浄化槽補助制度を周知し、高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進します。

⑤ 雨水排水路の整備

施策	概要・方向
下水道雨水幹線と幹線排水路の整備	○雨水基本計画に基づき、雨水排水路の適正な整備や管理を実施します。 ○浸水対策の優先度が高い人口集中地区の北公共埠頭雨水幹線及び土合地区雨水幹線の整備を促進します。

⑥ し尿・浄化槽汚泥収集処理の推進

施策	概要・方向
し尿・浄化槽汚泥収集体制の確保	○公共下水道供用開始区域以外や未接続住宅などについて、許可業者による収集を徹底します。 ○許可業者の収集業務の実態を把握するとともに法令順守などの指導を行う一方、今後、公共下水道の普及により、収集量が減少していくことが見込まれることから、収集体制を検討します。
し尿・浄化槽汚泥処理の推進	○衛生プラントのし尿や浄化層汚泥の適正処理のための維持修繕や機能保持に努めます。 ○老朽化が進んでいる第二衛生プラントについては、延命化を図り、新たな建設計画などを視野に入れながら、修繕計画などを検討します。

数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
公共下水道の普及率	事業実施路線の優先順位を検討する	40.0%	48.5%	
公共下水道の整備率	年間5,000mを目標とし管渠整備を行う	75.8%	83.0%	
下水道使用料の収納率	納付の利便性に努め、収納率の向上を図る	98.29% (現年)	98.50% (現年)	

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

## 6 -12 地域環境

### 現状と課題

- 各種の環境基準は、光化学オキシダント、交通騒音を除き、おおむね環境基準を達成し、近年、水質や大気などの大規模な変化は発生していない状況であることから、引き続き環境悪化を防止する必要があります。
- 不法投棄・不法残土件数は減少傾向にありますが、今後も警察・県・近隣市などの関係機関との連携を強化し迅速な対応を行うとともに、不法投棄防止看板貸出しなどの未然防止活動を継続して行う必要があります。
- 神栖市他20市町村で構成されている霞ヶ浦問題協議会による霞ヶ浦や北浦沿岸の清掃活動については、霞ヶ浦流入河川のさらなる水質浄化のため、市民の協力のもと、引き続き実施する必要があります。
- 市内一斉清掃については、参加者が年々増加傾向にあり、環境美化意識が向上していることから、継続的に市民や民間企業などの協力を得て、環境美化活動を行う必要があります。

### 基本方針

- 各種環境調査や大気常時監視を実施し、環境汚染の未然防止と迅速な対応を図ります。
- 県と連携しながら、事業所への立入調査による状況の確認、指導や事業者の環境保全活動の促進を図ります。
- 野焼きや建設騒音などに対する苦情には迅速に対応するとともに、未然防止のための啓発に努めます。
- 市民、事業者、行政が連携したごみの不法投棄をしない・させない環境を構築します。

### 施策の体系

6 -12 地域環境	①	環境保全
	②	環境美化



## 主な施策の概要と方向性

### ① 環境保全

施策	概要・方向
各種環境調査や常時監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種環境調査や大気常時監視を継続的に実施するとともに、近年問題となっている低周波騒音など、新たな公害問題にも対応します。</li> <li>○各種環境調査の結果などについては、市ホームページなどにより積極的に情報を開示します。</li> </ul>
事業所に対する立入調査や指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県など関係機関と連携し、実施している立入調査を継続し、状況の確認と指導を行います。</li> </ul>
不法残土対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂による土地の埋立、盛土、たい積事業に対しては、関係各課と連携、情報の共有を図るとともに、県や警察とも連携し、適正な指導を行い、環境保全に努めます。</li> </ul>
不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域との連携や他市町村との情報共有により、不法投棄の未然防止や早期発見に努めるとともに、不法投棄が確認された際は、県や警察と連携し、投棄者の特定や指導を行います。</li> <li>○不法投棄防止看板の無料貸出しを行い、不法投棄が頻繁にみられる箇所については、不法投棄防止防犯灯を設置し、未然防止に努めます。</li> </ul>

### ② 環境美化

施策	概要・方向
市民・民間企業参加による環境美化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境美化の日、クリーンかみすの日に市民や事業者、行政により、市内一斉清掃を実施します。</li> </ul>



Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

## 6-13 資源リサイクル・ごみ処理

### 現状と課題

- ごみ、資源の分別方法や回収方法については、説明パンフレットやポスターチラシを作成し、配布するとともに、広報紙やホームページなどにより周知を図っています。
- ごみ量(可燃、不燃、粗大)と1人あたりの排出量は、減少傾向にあることから、市民に分別方法や回収方法が概ね浸透していると考えられますが、今後も、周知啓発に努めるとともに、市民に分かりやすい分別や回収方法などを検討することが必要です。
- ごみ処理施設の適正管理のため、RDFセンターやリサイクルプラザの稼働状況を把握するとともに、最終処分場の確保と処分量の削減が必要です。

### ◆ごみ搬入量の推移

	可燃物			不燃・粗大		
	総搬入量(t)	1人あたり排出量(kg)	1世帯あたり排出量(kg)	総搬入量(t)	1人あたり排出量(kg)	1世帯あたり排出量(kg)
平成24年度	23,941	253.5	640.6	5,940	62.9	158.9
平成25年度	22,808	241.8	601.8	5,847	62.0	154.3
平成26年度	21,953	232.3	571.1	5,632	59.7	146.5
平成27年度	21,981	323.0	559.5	5,355	56.5	136.3
平成28年度	21,974	231.4	549.2	3,910	41.2	97.7

資料：廃棄物対策課

### 基本方針

- ごみや資源の分別方法や回収方法について周知に努めます。
- ごみ分別の徹底による資源化の促進とごみの減量化への取組に努めます。
- 鹿嶋市と共同で新たなごみ処理施設の整備を検討します。
- 最終処分場の確保に努めます。
- 不燃残渣や破碎不適物は、委託処分量のさらなる削減に努めます。

施策の体系

⑥ -13 資源リサイクル・ごみ処理	①	ごみの減量化・資源化・リサイクル促進
	②	ごみ収集や処理体制の充実

主な施策の概要と方向性

① ごみの減量化・資源化・リサイクル促進

施策	概要・方向
ごみ分別収集の推進	○排出者(市民、事業者)や収集許可業者への分別指導を継続します。
分別基準の統廃合	○分かりやすい分別方法と出し方を検討し、施設の更新に併せ統一を図ります。
資源回収の促進	○資源集団回収について、システムや奨励金の交付制度の周知による啓発に努めます。 ○民間の資源物引取業者などの情報提供を行います。 ○資源回収の充実やリサイクル推進によって、ごみ処理施設への搬入量に対する資源量の割合(資源化率)を維持できるよう努めます。
自家処理機器の普及促進	○ごみの減量化や資源化のために、補助金を利用した自家処理機器設置を推進します。
情報提供及び啓発活動	○広報紙やホームページなどでごみに関する意識啓発を図ります。 ○環境学習では教育部門と連携を図り、体験学習などをおして、ごみや環境問題への関心を高めます。
リサイクルの促進	○第一リサイクルプラザにおいて、施設見学会や不用品再利用、各種講座の開催などによる情報提供等の充実を図ります。 ○衣類など不用品の交換の場を提供します。 ○ごみの減量につながるリサイクル運動を進めるため、レジ袋削減運動や廃食用油、小型家電の回収などの情報を広報紙などを通じて、周知や啓発を図ります。

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3



② ごみ収集や処理体制の充実

施策	概要・方向
ごみ収集体制の充実	○ごみや資源の分別方法や回収方法を周知するとともに、ごみ処理施設及び収集委託業者などと連携を図ります。
ごみ処理施設の適正管理	○施設などの老朽化に伴い、補修計画を立案し、予防保全を強化することにより、処理施設を良好な状態に保ち、更新までの間、施設の延命化を図ります。 ○新たなごみ処理施設の検討のため、鹿嶋市と共同で、循環型社会形成推進地域計画を策定します。 ○適正な運転管理、公害防止対策を継続し、ダイオキシン類や重金属類の排出、騒音、振動、悪臭などの発生を抑制します。 ○廃棄物処理施設の運営について、施設の管理や運営を維持するため、指定管理者制度などの導入を検討します。
最終処分地の確保	○埋立最終処分場の確保に努めるとともに、破碎不適物などの処理困難物の処分先の確保に努めます。 ○最終処分する不燃残渣などの削減に努めます。

数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
1人1日あたりのごみの排出量	市民一人ひとりのごみの減量を推進する	878 (g/人・日)	860 (g/人・日)	

